

特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業 制度要綱

令和6年6月27日6都市多ま第78号

(目的)

第1条 この要綱は、「多摩のまちづくり戦略の基本的考え方」等に基づき、行政界を超えた多摩地域の土地利用、産業構造など拠点ごとの特徴を踏まえたエリア（以下「特徴を踏まえたエリア」という。）において、地域特性を生かしたまちづくりを促進するため、当該エリアを有する多摩地域の地元自治体（以下「地元自治体」という。）に対し、都が必要な支援を行い、地域のブランド力の向上、産業競争力の強化及び交流人口の増加を図り、多摩の活力を高める個性や魅力のあるまちづくりを促進することを目的とする。

(支援対象)

第2条 都は、前条に定める目的を達成するため、2以上の地元自治体と連携して、特徴を踏まえたエリア及び当該エリアの将来像を定め、当該将来像の実現に向けて取りまとめられた地元自治体のプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）について支援を行う。

2 知事は、前項の規定による特徴を踏まえたエリア及び当該エリアの将来像並びにプロジェクトについて、地元自治体に募集を行う。募集に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

3 知事は、以下に該当するものを第1項における支援の対象になり得るものと定め、その旨を応募した地元自治体に通知するものとする。

- (1) 前項の募集に対し応募するものが、2以上の地元自治体により構成されていること。
- (2) 特徴を踏まえたエリアが、応募した地元自治体にまたがり、当該エリアの将来像が前条に定める目的を達成するものと認められること。
- (3) プロジェクトの内容が将来像を達成するために具体的かつ有効であると都が判断するもの。
- (4) 応募した地元自治体が、補助金の交付に係る事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。

(報告等)

第3条 知事は、特徴を踏まえたエリアに係るまちづくりの実施等について、地元自治体に対し報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定による報告や特徴を踏まえたエリアに係る内容等を、必要に応じて公表することができる。

3 支援を受けた地元自治体は、支援を受けた特徴を踏まえたエリアの状況について、翌年度、都に報告するものとする。

(都の支援)

第4条 知事は、第2条第3項で通知を受けた地元自治体に対し、予算の範囲内において、プロジェクトに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定による補助に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月27日から施行する。